

新型コロナウイルス感染 政府の緊急事態宣言に伴う兵庫県の緊急事態措置に対する 地域福祉会ああすの対応

2020.4.8
地域福祉会ああす

政府は4月7日夕方「緊急事態宣言」発出されました。続いて兵庫県でも「緊急事態措置」が発表されました。それに伴うああすの対応については、以下のようにさせていただきます。

1. 政府の緊急事態宣言のポイントは、「外出自粛などへの全面協力など一人ひとりの行動変容を強く求める」という点。併せて、「必要な経済活動は可能な限り動かし、都市封鎖をするものではない。」とされています。

2. 県の緊急事態措置のポイント

不要不急の外出の更なる自粛、3密（密閉・密集・密接）の集まりへの参加の自粛いわれなき風評被害を防止し、憶測やデマなどに惑わされないよう冷静な対処とともに、高齢者・障がい者など特に支援の必要な方々の支援については感染防止対策を厳重に徹底したうえで事業の継続が求められています。

3. ああすの対応

基本的にご利用者様の生活を支える仕事ですので業務は継続します。

しかし、緊急事態宣言の状況下の中で、ご本人やご家族の皆さんからのキャンセル希望があれば、できるだけ早くご連絡をお願いいたします。

但し、介護員確保の状況などで、こちらからキャンセルのご相談をする場合が出てきます。その場合は、生活支援を中心としたサービスからキャンセル協力のご依頼をする事となります。食支援については、皆さまと相談しつつ弁当のお届けなどで対応する場合があります。該当の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

なお、3月にお知らせしました予防策や、万が一、ご利用者様に感染などが発生した場合の対応はこれまで通りとなります。（裏面に再掲載）

新型コロナウイルス感染の対応について

(3月の案内より)

【予防について】

- * ご自宅でも手洗い、うがい、加湿、換気などをお願いします。
- * ご自宅訪問時にスタッフが手洗いで、洗面所をお借りすることがございます。
- * ご利用者様、ご家族様が体調不良の際は、念のため事業所にご連絡ください。
- * 厚生労働省から予防策・対応策などの最新情報が発信されています。私どももその指示のもとに対応させていただきますのでご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

【対応について】

- * 厚生労働省の通達に従って対応いたします。万が一、感染者・濃厚接触者が発生した場合は、行政・担当居宅支援事業所などとも相談の上、場合によってはサービス内容の変更・中止をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。